

契 約 書

1 件 名 平成 28 年度板橋区生活支援体制整備事業委託

2 契 約 金 額

別	紙	内	訳	書	の	と	お	り
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税額 非課税)

3 契 約 期 間 平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで

4 履 行 場 所 別紙仕様書のとおり

5 契 約 保 証 金 免 除

6 契 約 確 定 日 平成 28 年 4 月 1 日

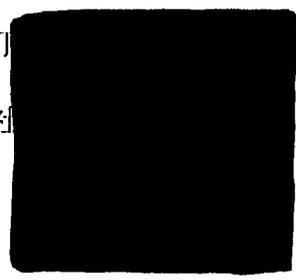
委託者 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

東京都板橋区長 坂 本



受託者 東京都板橋区板橋二丁目

社会福祉法人板橋区社
会長 相 田 義



東京都板橋区は、上記業務（以下「委託業務」という。）を上記金額で委託するため、委託者東京都板橋区を甲とし、受託者を乙として、裏面の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、委託業務を表記期間別紙仕様書に基づき履行しなければならない。

(委託業務の委任)

第2条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任することはできない。

ただし、やむを得ず第三者に委託業務の一部を委任する場合は、書面により甲に通知し、承諾を得なければならない。

(法令等の遵守)

第3条 乙は、関係諸法令等及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって契約の履行にあたる。

また、契約の履行に際し、関係諸法令等に違反した場合には、速やかに、書面により甲への報告を行うこと。

(検査等)

第4条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに甲の指定する書面により甲へ届け出て、甲の定める検査又は確認を受けるものとする。

(代金の支払い)

第5条 乙は、甲が定める方法により、契約代金の支払いを甲に請求することができ、甲は委託料内訳書のとおり月毎に支払うものとする。

2 甲は、前項の請求を受理した日から30日以内に、当該月分の契約代金を乙に支払うものとする。

(危険負担)

第6条 委託業務の遂行中に生じた損害については、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重大な過失によって生ぜしめたとき、又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、若しくは履行の中止、又はこれを打ち切ることができる。

(違約金)

第8条 乙は、指定期間内に委託業務を完了しないときは、遅延した日数に応じ、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める割合で計算して得た額(100円未満の場合を除く。)を違約金として甲に納付するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に相当する契約代金を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

この場合において、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 契約解除の申出があったとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当するとき。
- (4) 銀行取引を停止されたとき。
- (5) 前各号のほか、乙又は代理人がこの契約条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定に基づく契約の解除により生じた乙の損害については責任を負わない。

3 乙が、正当の理由によって契約の解除を申し出た場合においては、甲は、前項の規定を適用しないことがある。

(権利の譲渡等)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約に基づき業務遂行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の適切な維持管理)

第13条 乙は、東京都板橋区個人情報保護条例(平成8年板橋区条例第25号)の趣旨に則り、契約の履行のために甲から提供された個人情報並びに契約の履行の過程で取得した個人情報及び知り得た個人の情報を保護するため、別紙特記事項を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及び各条項又は仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

以上

上記契約の証として、本証書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する

契 約 金 額 内 訳 書

件名：平成 28 年度板橋区生活支援体制整備事業委託

1. 総価契約部分

	項 目	金 額	備 考
1	第 1 層生活支援コーディネーター活動費	5,000,000	1式
2	協議体等の実施に係る運営費	1,650,000	1式
3	協議体等の実施に係る支援活動費	7,500,000	1式

※消費税額は非課税（単位：円）

2. 単価契約部分

	項 目	数量	単位	単 価	備 考
1	協議体実施にかかる費用弁償	1	件	1,000	
2	第 2 層生活支援コーディネーター活動費	1	件 (地域)	180,000	ひと月分

※消費税額は非課税（単位：円）

委 託 料 内 訳 書

(単位：円)

月	金 額	備 考
4月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
5月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
6月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
7月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
8月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
9月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
10月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
11月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
12月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
1月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
2月	1, 179, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
3月	1, 181, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い
合計	14, 150, 000 1, 000×件数 180, 000×件数	実績払い 実績払い

※消費税額は非課税

板橋区生活支援体制整備事業委託仕様書

1 事業の目的

生活支援体制整備事業（以下「本事業」とする。）は、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくにあたって必要と考えられる多様な主体による様々な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターを配置し、サービスを提供する事業主体と連携して、支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

2 事業名

平成 28 年度板橋区生活支援体制整備事業委託

3 業務委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 準拠法令等

本事業実施にあたり、本仕様のほか介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）を根拠とする。

5 業務の内容

板橋区の全域を第 1 層、各日常生活圏域（※）を第 2 層として、別紙 1「平成 28 年度板橋区生活支援体制整備事業 業務内容」を実施する。

（※）日常生活圏域について

板橋区における日常生活圏域は、地域センターの管轄地域（＝概ね地域包括支援センターの管轄地域）で区分し、全 18 地域を予定している。詳しくは別紙 2「生活支援体制整備事業 第 2 層実施地域」のとおり。

6 生活支援コーディネーターの要件等

第 1 層・第 2 層ともに生活支援コーディネーターは、その活動にあたっては次の各号に定める内容を遵守すること。

- （1）事業の目的及び区民活動への理解を深め、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行う。
- （2）個人や所属する団体等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公益的かつ公平中立な立場で活動を行う。
- （3）選任された時点で国や都道府県が実施する研修を受講していない場合

は速やかに当該研修を受講し、資質の向上に努める。

(4) 上記5「業務の内容」における協議体に構成員として参加する。

(5) 原則として、生活支援コーディネーターの配置(活動)場所は所属する団体等の活動拠点がある場所とする。

7 第2層生活支援コーディネーターの配置体制

第2層生活支援コーディネーターの配置については、地域における協議体の総意で配置するものとし、原則として地域における助け合い及び生活支援サービスの提供実績のある者または支援を行う団体等で、上記5「業務の内容」を適切に行うことができる者がその担い手となる。

第2層生活支援コーディネーターとして地域の人材・団体等を配置する場合は、受託者は第2層生活支援コーディネーターの業務を実施する上で必要な支援を行い、協働により事業を適切に実施する。

なお、地域において適当な者を配置できない場合は、地域における協議体で協議の上、受託者において適当と考えられる者を第2層生活支援コーディネーターとして配置することも可能とする。

8 関係書類の提出

受託者は、本事業の遂行にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式については、区からの指示がないものは任意とする。

(1) 実施計画

受託者は、事業を効果的に実施しつつ事業の質を向上させるため、事業の目標や事業の計画を定めた実施計画書を作成し、契約締結後に区に提出して承認を受けること。なお、当該計画書の内容は区と協議の上、変更することができるものとする。

また、業務受託期間中においては実施計画の適正な工程管理を行い、区から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに必要な報告をすること。

(2) 業務処理責任者選任届

受託者は、委託業務の処理(事業従事者の管理監督、区との連絡調整及び業務報告)を行う業務処理責任者を定め、区に別紙3「業務処理責任者選任届(様式1)」により通知すること。なお、業務処理責任者が変更となる場合も同様に通知することとする。

(3) 生活支援コーディネーター配置届

受託者は、配置する生活支援コーディネーターについて、決定次第、区に別紙4「生活支援コーディネーター配置届(様式2)」により通知すること。なお、生活支援コーディネーターが変更となる場合も同様に通知す

ることとする。

(4) 業務実施に関する報告

受託者は、毎月の業務実施に関する報告として別紙5「受託業務報告書(様式3)」を作成し、翌月20日までに区に提出しなければならない。

(5) 業務終了後の報告

受託者は、業務委託期間終了後、速やかに以下の書類を区に提出しなければならない。

- ① 業務完了報告書
- ② 活動実績や事業成果を記載した事業実績報告書
- ③ その他必要と認められる書類等

(6) その他

区は前号までに規定するほか、必要に応じて委託業務の実施に関する報告を求め、または調査を行うことができる。

また、その報告または調査により、改善すべき事項が生じた場合は、区と協議し、改善に努めるものとする。

9 委託料の支払い

本事業の委託料に関する事項は、契約書において定める。

10 業務実施における注意事項

(1) 個人情報保護および守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、板橋区個人情報保護条例(平成8年10月16日東京都板橋区条例第25号)及び別紙6「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守し、個人情報保護対策を施した管理下で業務を行うこと。また、その職を退いた後や業務終了後を含め、個人情報その他業務上知り得た事項を第三者に漏らし、または公表してはならない。

(2) 業務一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。なお、業務の一部を再委託する場合はあらかじめ区と協議をし、区の承認を得ること。

(3) 区からの提供書類

区から提供を受けた資料等は、本業務以外に使用してはならない。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ区の承諾を得たものについてはこの限りではない。

(4) 書類の保管

委託業務に関する関係書類は、委託期間終了後、翌年度4月1日から

起算して5年間保存すること。

11 その他

- (1) 区と連絡を密にし、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、十分な協議をして決定することとする。
- (2) 本事業実施に際し、支援対象者、関係機関その他第三者等からいかなる名目でも料金を徴収することを禁止する。
- (3) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、本事業目的の遂行にあたり、必要と認められる業務は、区と協議の上、誠実に履行するものとする。

12 担当

健康生きがい部 おとしより保健福祉センター 地域ケア推進係
電話 03-3579-1114・1119 担当：田邊、高橋、西川

平成 28 年度板橋区生活支援体制整備事業 業務内容

1 第 1 層に関する業務

第 1 層において、次の各号の業務を主に担当する「第 1 層生活支援コーディネーター」を 1 名配置し、適切に事業を実施する。

(1) 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務

- ① 地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、問題提起
 - ・ NPO・ボランティア団体等の情報収集による生活支援・介護予防サービス等の提供状況の把握（見える化）
 - ・ 常設サロンやコミュニティカフェ等住民主体の通いの場の調査・視察による地域ニーズの把握 など
- ② 資源開発（サービスの創出）
 - ・ 関係団体・活動団体に対する生活支援・介護予防サービスの開発に向けた働きかけ・助言
 - ・ 住民主体の通いの場で活用できる介護予防プログラムの開発 など
- ③ 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり、働きかけ
 - ・ NPO・ボランティア団体等のサービス提供主体間の連携体制づくり
 - ・ 町会連合会や民生委員協議会、サロン等の既存の通いの場などに参加し、生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けた周知・啓発活動と協力依頼などの働きかけ
 - ・ 下記の関係会議等に参加し、生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けた協力依頼及び関係者間の情報共有などの働きかけ

《関係会議等》

 - 地域ケア運営協議会（4 回程度）
 - 地区ネットワーク会議（6 回程度）
 - 地域ケア会議（16 回程度）
 - 地域包括支援センター長連絡会（6 回程度）
 - その他（ひとりぐらし高齢者見守り連絡会等）

など

(2) 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進に関する業務

- ・ 町会自治会（連合会）、民生児童委員（会長協議会）、老人クラブ（連合会）、第 2 層協議体の代表者、その他関係団体等、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための協議体の設置・運営 など

- (3) 支援やサービスの担い手となるボランティア等の養成に関する業務
 - ・ゆるやかご近助研修修了者やサロン活動関係者等に対する研修実施など
- (4) 第2層との連携に関する業務
 - ・第2層における事業の円滑な実施に向けた各種支援・調整
 - ・第2層生活支援コーディネーターとの連携 など
- (5) その他区との連携・協働に関する業務
 - ・他自治体の視察・調査を行い、板橋区における課題等の把握
 - ・区と協議の上、板橋区がめざすべき地域の姿や方針の共有及び関係者間の意識統一 など

2 第2層に関する業務

第2層のうち、区との協議で決定する地域（平成28年度においては最大5地域）において、第1層の機能の下で該当地域における次の各号の業務の具体的な活動を展開する「第2層生活支援コーディネーター」を仕様書7「第2層生活支援コーディネーターの配置体制」に基づいて1名ずつ配置し、適切に事業を実施する。

なお、第2層生活支援コーディネーターの配置前に必要な業務については、配置されるまでの準備業務として適切に実施する。

- (1) 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務
 - ① 地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、問題提起
 - ・NPO・ボランティア団体等の情報収集による生活支援・介護予防サービス等の提供状況の把握（見える化）
 - ・常設サロンやコミュニティカフェ等住民主体の通いの場の調査・視察による地域ニーズの把握 など
 - ② 資源開発（サービスの創出）
 - ・関係団体・活動団体に対する生活支援・介護予防サービスの開発に向けた働きかけ・助言
 - ・住民主体の通いの場で活用できる介護予防プログラムの開発 など
 - ③ 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり、働きかけ
 - ・NPO・ボランティア団体等のサービス提供主体間の連携体制づくり
 - ・町会連合会や民生委員協議会、サロン等の既存の通いの場などに参加し、生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けた周知・啓発活動と協力依頼などの働きかけ

- ・下記の関係会議等に参加し、生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けた協力依頼及び関係者間の情報共有などの働きかけ
《予定している関係会議等》

該当地域における地区ネットワーク会議（6回程度）

該当地域における地域ケア会議（16回程度）

その他（地域会議等該当地域において開かれる会議など）

など

④ 地域ニーズとサービスのマッチング

- ・支援対象者及びサービス提供主体双方の相談を受付する相談窓口の設置
 - ・地域支援ニーズとサービス提供主体の活動や取り組みのマッチング
 - ・サービス提供主体の活動ニーズと利用可能な地域資源のマッチング
- など

(2) 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進に関する業務

- ・町会自治会、民生児童委員、老人クラブ、サロン、高齢福祉に関するNPO・ボランティア、地域の企業・協働組合、地域包括支援センター、地域の社会福祉法人・介護保険事業者等、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための協議体の設置・運営 など

(3) 支援やサービスの担い手となるボランティア等の養成に関する業務

3 その他本事業に関すること

第1層、第2層に関わらず、次の各号の業務を実施する。

(1) 協議体の設置・運営に関連する業務

- ・各協議体に参加する構成員に対する費用弁償の支払い など
(協議体参加に伴う交通費等の費用弁償として、1人1回1,000円)
※支払対象者、支払方法等については別途区と協議の上決定する

(2) その他本事業に関連する業務

- ・本事業に関連して実施する必要がある事業（勉強会・研究会、ワークショップ、住民向けシンポジウム等の開催等）の実施 など

生活支援体制整備事業 第2層実施地域

仕様書別紙2

第2層実施地域 (地域センター管轄地域)		地域包括支援センター管轄地域		
		～平成27年度	平成28年度 ～ 平成30年度	平成31年度～
板橋 ブロック	板橋	加賀	加賀	加賀
		東板橋		
	熊野	加賀	熊野	熊野
		仲町		
	仲宿	東板橋	東板橋	東板橋
	仲町	加賀	仲町	仲町
		仲町		
	富士見	東板橋	東板橋	富士見
常盤台		常盤台		
上板橋 ブロック	大谷口	小茂根	小茂根	大谷口
	常盤台	常盤台	常盤台	上板橋
		上板橋	上板橋	
	中倉	若木	若木	若木
		徳丸		
	前野	前野	前野	前野
	桜川	小茂根	小茂根	小茂根
		上板橋	上板橋	
志村 ブロック	清水	志村	清水	清水
		前野		
	志村坂上	志村	志村	志村
		坂下		
	道根	坂下	坂下	坂下
	舟渡	舟渡	舟渡	舟渡
		舟渡	三園	三園
	高島平	高島平	舟渡	舟渡
		高島平	高島平	
赤塚 ブロック	下赤塚	四葉	四葉	四葉
		成増		
		三園		
	成増	成増	成増	成増
		三園	三園	三園
	徳丸	四葉	徳丸	徳丸
		徳丸		

業務処理責任者選任届

平成 年 月 日

板橋区長 様

受託者

法人名

住 所

代表者氏名

印

下記のとおり業務処理責任者を選任したので届け出ます。

記

- 1 件 名
平成 28 年度板橋区生活支援体制整備事業委託
- 2 契約期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- 3 業務処理責任者

職 名 :

氏 名 :

連絡先 :

生活支援コーディネーター配置届

平成 年 月 日

板橋区長 様

受託者

法人名

住 所

代表者氏名

印

下記のとおり生活支援コーディネーターを配置したので届け出ます。

記

1 件 名

平成 28 年度板橋区生活支援体制整備事業委託

2 契約期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3 生活支援コーディネーター

配置場所： 第1層 ・ 第2層 (地域)

配置期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

所属団体等：

職 名：

氏 名：

住 所：(-)

連絡先： - -

経緯・理由：

年 月 日

板橋区長 様

法人名

住 所

代表者氏名

印

受託業務報告書

平成 年度板橋区生活支援体制整備事業 (第1層) (月) について、下記のとおり報告します。

記

1 生活支援コーディネーター名

2 活動日数・時間

計 日、 時間

3 活動内容等

(1) 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関すること

①地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、問題提起 延 件

②資源開発 (サービスの創出) 延 件

③関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり、働きかけ 延 件

※詳細については、別紙報告書詳細のとおり

(2) 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進に関すること

【協議体・研究会の実施】

①実施日時:

②場 所:

③参加者: 人、うち費用弁償支払 人 ※詳細は別紙のとおり

④実施内容：

(3) 支援やサービスの担い手となるボランティア等の養成に関すること

4 その他の報告事項（成果と考察、地域の変化等）

※報告に関する注意事項

- ・必要に応じて、別紙を用いて報告すること
- ・実施が特になかった項目は「実施なし」等の記載をすること

年 月 日

板橋区長 様

法人名

住 所

代表者氏名

印

受託業務報告書

平成 年度板橋区生活支援体制整備事業 (第2層 地域) (月) に
ついて、下記のとおり報告します。

記

1 生活支援コーディネーター名

2 活動日数・時間

計 日、 時間

3 活動内容等

(1) 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関すること

①地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、問題提起 延 件

②資源開発 (サービスの創出) 延 件

③関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり、働きかけ
延 件

④地域ニーズとサービスのマッチング 延 件

※詳細については、別紙報告書詳細のとおり

(2) 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進に関すること

【協議体・研究会の実施】

①実施日時:

②場 所:

③参加者： 人、うち費用弁償支払 人 ※詳細は別紙のとおり

④実施内容：

(3) 支援やサービスの担い手となるボランティア等の養成に関すること

4 その他の報告事項（成果と考察、地域の変化等）

※報告に関する注意事項

- ・必要に応じて、別紙を用いて報告すること
- ・実施が特になかった項目は「実施なし」等の記載をすること

個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、番号法、板橋区個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了した後又は解除された後も同様とする。

2 乙はこの業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対し罰則が適用される可能性があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、番号法第19条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせて（「再委託等」という。）はならない。ただし、当該業務の一部について第三者に再委託等をする必要がある場合には、あらかじめ再委託等をする事業者（「再受託者等」という）の名称・所在地、再委託等の内容、理由、事業執行の場所及び従事者を甲に書面（別記第1号様式）をもって通知し、甲の書面（別記第2号様式）による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により再受託者等に取り扱わせる場合は再受託者等の当該業務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面にて報告しなければならない。また、再受託者等の当該業務に関する行為については、甲に対しすべての責任を負うものとする。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を得て複写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を裁断、焼却又は溶解等により利用できないように処分しなければならない。

(個人情報の授受及び保管)

第 6 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意義務をもって当たり、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

(個人情報の返還)

第 7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務を終了したとき、契約を解除されたとき又は甲が請求したときは、直ちに甲に返還又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(立入検査及び調査)

第 8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況等について、随時に実地に立入調査又は調査し、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(事故発生 の 報告)

第 9 乙は、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知する。また、当該事故解決に努めるとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

第 10 この契約による業務の処理中に不良又は不用品が発生したときは、乙は、その発生数量、発生原因を甲に報告し、その処分について甲と協議するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第 11 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を処理するために乙又は再受託者等が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者等の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき。

(2) 前号に掲げる事項のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(公表措置)

第 12 甲は、乙が個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

2 甲は、乙が第 1 から第 11 までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し又は怠った場合には、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

東京都板橋区再委託承認申請書

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

所在地

団体名

代表者氏名

印

下記のとおり、受託業務の一部を再委託したいので承認願います。

記

契約件名	
契約締結日	
契約番号	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで

再委託内容

再委託先	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	
再委託業務	(内容・執行場所・従事者等)	
再委託理由		
再委託期間	年 月 日から 年 月 日	
添付書類	個人情報保護措置について確認できる書類として 1 再委託先との契約書又は仕様書の写し 2 その他 ()	

東京都板橋区再委託承認（不承認）通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった再委託承認申請について、下記のとおり通知します。

記

通知内容		承認 ・ 不承認
契約件名		
契約締結日		
契約番号		
契約期間		年 月 日から 年 月 日まで
再委託先	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	
再委託業務		
承認条件		1 本契約の受託者は、再委託先社員に対し、受託者社員と同様にセキュリティ教育を実施すること。 2 個人情報の保護に関する事項について、再委託先においても、必要に応じて区への報告又は区の立ち入り調査に応じること。 3 再委託先の責に帰すべき理由による損害が発生したときは、受託者は再委託先と連帯して必要な措置及び損害賠償をすること。 4 再委託先において、その受託業務の一部を更に再々委託することを禁止する。 5 その他 []
不承認の理由		

暴力団等排除に関する特約条項（委託その他の契約及び請書）

（総則）

第1条 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日23板総契第214号 以下「要綱」という。）に基づき、板橋区の発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置を推進するため、甲及び乙はこの特約条項を締結する。

（用語の定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である東京都板橋区をいう。
- (2) 乙 東京都板橋区との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 役員等 代表役員（入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めべき肩書きを付した者を含む。）、一般役員等（入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者又は営業所を代表する者（常時、区との契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画しているものをいう。
- (6) 使用人 乙に雇用される者で、前号に該当する者以外の者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合（再委託）の受託者をいう。

（乙が暴力団等であった場合の甲の解除権）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 乙又は乙の役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が乙の経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 乙が暴力団員等を雇用していると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認

められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、乙の契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から前号までのいずれかの規定に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が要綱第4条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
- (8) 乙が、乙の下請人等が第1号から第5号までのいずれかの規定に該当する場合において、要綱第9条第2項の規定に基づき、甲が乙に対して下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるとき。
- (9) 乙が、乙又は乙の下請負人等が当該契約の履行に当たって不当介入等を受けた場合において、正当な理由なく甲への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の10分の1相当額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、契約保証金が甲に支払われたときはその額を違約金に充当し、検査に合格した履行部分があるときはこれに相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入等に関する措置)

第4条 乙は、この契約の履行にあたって、暴力団等から王事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察署に届出なければならない。

2 乙は、乙が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう指導するものとする。

3 甲は、乙又は乙の下請負人等が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等必要な措置を講じるものとする。

